ID:　144

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	不正行為により改良住宅使用料等を免れた者に対する過料
例規名 根拠条項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例　第12条第1項及び第2項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第69条の準用)
例規番号	昭和61年条例第22号

【根拠条文】

(準用)

第12条　第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第19条第4項、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から第51条まで及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第19条第4項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃限度額」と、第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。

2　店舗等の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第14条、第20条、第37条から第42条まで、第48条、第50条から、第51条及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「入居者」とあるのは「店舗等を使用する者」と、「同居者」とあるのは「店舗等に勤務する者」と、「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「店舗等の使用料の額」と読み替えるものとする。

【基準】

準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第69条の規定による。

(罰則)

第69条　市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、使用料又は入居保証金の全部若しくは一部の徴収を免れた入居者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日